相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市元山町四三一番地八、最後の住所香川県高松市東植田町三一二一番地二〇　被相続人　亡　長谷川利次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十五日

香川県高松市磨屋町七―五　田代・菊池法律事務所　相続財産管理人　菊池　昌晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区大名一丁目二二四番地、最後の住所福岡市早良区西新五丁目一五番二八―二〇一号　被相続人　亡　鶴田　容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十五日

福岡市中央区赤坂一丁目七番二三号赤坂弁護士ビル四〇五号

相続財産管理人　弁護士　春田久美子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成三十年六月十五日

一　墳墓等の所在地　東京都渋谷区広尾二丁目五番一一号

一　墳墓等の名称　東北寺内龍源寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳　天野家

一　改葬を行おうとする者　東京都港区三田五丁目九番二三号　宗教法人龍源寺　住職　松原茂樹

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成三十年六月十五日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

一区一号一五七九番　橋口家、一区二号一七二八番〇二　鈴木家、一区六号〇五〇七番　村越家、一区七号〇五五五番　細井家、二区二号二四六二番　渡辺家、七区一号〇一〇八番　孫劉家、七区五号〇六九一番　與家、七区六号〇二一三番　柴田家、八区一号一三三五番　寺平家、八区一号一四〇七番　平井家、八区一号二四六二番　谷口家、八区二号一四七一番　山口家、八区二号一七二一番　南出家、一K区八号〇〇五三番K一　谷村家、十一区一号二二八五番　石倉家、十三区二号一三五六番　新村家、十三区二号一六九二番　吉野家、十三区二号二七三一番　石井家、十三区三号〇三三五番　高橋家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　一区一号一五七九番　橋口勇九郎　橋口達橋口明男、一区二号一七二八番〇二　鈴木シカ、一区六号〇五〇七番　村越のぶ、一区七号〇五五五番　柴田佐平　柴田薫、二区二号二四六二番　渡辺茂　渡辺潔、七区一号〇一〇八番　孫玉書、七区五号〇六九一番　與晴美　與奎吾、七区六号〇二一三番　柴田高次郎　柴田栄子、八区一号一三三五番　伊倉求　伊倉千代子、八区一号一四〇七番　磯貝家、八区一号二四六二番　谷口清熊　谷口繁　谷口スエキ、八区二号一四七一番　山口敏雄、八区二号一七二一番　南出静枝　南出勝治、一K区八号〇〇五三番K一　谷村喜美子　谷村テイ　谷村治三郎　谷村スグ、十一区一号二二八五番　石倉吉太郎　石倉キク　石倉太郎　石倉八津子、十三区二号一三五六番　新村誠二　新村紘宇治　新村津喜、十三区二号一六九二番　吉野未吉　吉野玉惠　吉野信明、十三区二号二七三一番　石井正夫　石井瑞子、十三区三号〇三三五番　柳橋マサノ

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　公益財団法人冨士霊園

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第百三条第一項の規定に基づく東松山都市計画事業市の川特定土地区画整理事業の換地処分通知書のうち、左記の者に対する通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付に代えて次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

権利者住所　全員不詳

権利者氏名　石田　ちい　伊藤　榮助　伊藤　和吉　伊藤　勝藏　伊藤喜三郎　伊藤吉五郎　伊藤健次郎　伊藤　孝吉　伊藤米次郎　伊藤権三郎　伊藤作次郎　伊藤佐ノ助　伊藤新次郎　伊藤　甚三　伊藤新太郎　伊藤清五郎　伊藤　力　伊藤　忠藏　伊藤綱五郎　伊藤傳太郎　伊藤　春吉　伊藤彦治郎　伊藤　政治　伊藤　要七　伊藤鷲次郎　小柳栄治郎　小柳和三郎　小柳関次郎　小柳　儀平　小柳　熊吉　小柳　倉吉　小柳周三郎　小柳信二郎　小柳　せん　小柳　丹治　小柳　常一　小柳豊次郎　小柳夏五郎　小柳　鍋吉　小柳　半平　小柳　平吉　小柳増五郎　小柳　武平　小柳鷲治郎　坂本　要藏

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、東松山都市計画事業市の川特定土地区画整理事業の換地計画において定められた関係事項について、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分します。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十九条第二項に記載されています。）

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に東松山市市の川特定土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、上記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に東松山市市の川特定土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを当該土地区画整理事業一七街区「むらさき公園」内にある掲示板において掲示します。

平成三十年六月十五日

埼玉県東松山市松葉町一丁目一番五八号

東松山市市の川特定土地区画整理組合

理事長　平野十四三